# 審議会等の会議結果報告

令和元年度第1回 松阪市文化財保護審議会
令和元年6月4日(火) 午後2時00分から午後4時45分
松阪図書館2階 講座室
別紙のとおり
一部非公開
1名
松阪市殿町 1 3 4 0 番地 1 松阪市産業文化部 文化課文化財係 担当者 : 松葉・高山 電 話 0 5 9 8 - 5 3 - 4 3 9 3 FAX 0 5 9 8 - 2 2 - 0 0 0 3 e-mail bun. div@city. matsusaka. mie. jp

### 報告事項

- (1)前回の協議内容の確認について
- (2) 令和元年度の主な文化財保護関係業務について

# 協議事項

(1) 指定文化財について【非公開】

# 議事録要約

別紙

## 令和元年度第1回松阪市文化財保護審議会 議事録 (要約)

- < 日 時 >令和元年6月4日 (火) 午後2時から午後4時45分
- < 場所 >松阪図書館2階 講座室
- <出席委員>菅原洋一会長、門暉代司会長代理、榎本義譲委員、大森尚子委員、武田明正委員、 津村善博委員、冨田靖男委員、中谷真弓委員、藤田直信委員、本多久子委員、山口 泰弘委員、龍泉寺由佳委員
- <欠席委員>小林秀委員、鈴木えりも委員、毛利伊知郎委員、龍泉寺由佳委員
- < 事務局 >內山産業文化部長、川村文化課長、松葉担当監、中尾主幹兼係長、寺嶋主任、高山 主任、横山

<傍聴者>1名

- 1. 開会
- 2. あいさつ (部長)
- 3. 委嘱状交付
- 4. 会長選任(会長代理決定)
  - ・規定により下記のとおり決定した。 会長 菅原 洋一 会長代理 門 暉代司
- 5. 報告事項
- (1) 前回の協議内容の確認について

(事務局報告)

質問無し

(2) 令和元年度の主な文化財保護関係業務について

(事務局報告)

質問無し

- 【6. 協議事項 の内容は非公開のため、要旨を記載します。】
  - 6. 協議事項
  - (1) 指定文化財について

- ・新指定候補の現状確認と検討
- ・新指定候補の追加

#### 7. その他

事務局:松阪市内における、太陽光発電施設の設置に関する取扱いについて説明します。太陽光発電設備の設置に関しては、景観形成基準により高さ10mを超えるもの、または築造面積が1,000㎡を超えるものについては、松阪市内全域で届出が必要です。また、「通り本町・魚町一丁目周辺地区」「市場庄地区」「松坂城跡周辺地区」といった景観重点地区3地区においては、規模に関わらず全て届出が必要です。

会長:松阪の文化財保護全体について、ご意見ありましたら伺いたいと思います。

委員:一度指定されているものについて、全て再検討見直しをしてはどうですか。

委員:この4月から旧小津清左衛門家、旧長谷川治郎兵衛家と名称が変わって公開され、 初めて指定管理者制度を導入し、どのようになるのかなと思っています。

事務局:指定管理者制度を導入しまして、市の予算に捉われる事なく指定管理料の中で指 定管理者が自主的に管理運営しています。専門的なノウハウを活かして展示を行 う等、活用が広がり充実が図られるようになったと思われます。

委員:市町村史が終わって、今まで収集していた資料をどのように扱っていくかを考え た方がいいと思いました。

委員:県外にある市で、文化財指定をもう一度洗い直しをすべきではないかという意見があり、私もそれに大いに賛同しているのですが、実際にそれをするとなるとなかなか難しい。

委員:活用という事を最近言われていまして、ただ文化財活用と文化財保護法で謳われておりますし、今文化庁が言っている活用と私たちが元々考えている活用とは随分違う訳で、ただ活用と謳わないと予算もつかない。そういったものを活用して文化財をきちんと維持して地域住民のために活かせるようにしないといけない。

委員:景観に関することには色々な見方があると思うのですが、景観性をどのように捉えるか、その辺の議論がまず必要かと私は思います。

委員:景観形成地域の中でするのは、規模のいかんに関わらず届け出義務という事にしか出来なかったのが非常に残念で、何の罰則も指導を受ける義務もないので、役所がどこに作ったか把握するだけのレベルにしかない。そこを通る人や住んでい

る人の目に入るエリアは、景観を考える一つの視点になるので要素として入れて 欲しいと思います。これを文化財という括りで考えるのはすごく難しいので、文 化財と都市計画が連携し、情報共有して欲しいと思います。

委員:旧松阪市の旧長谷川邸とかの文化財は非常にいい方向にもっていくけども、旧町で文化財を抱えているものは旧態依然として何もないという、指定されて困るような環境を作ってはいけないと思います。

委員:人材を育成していくような取り組みが必要かと思いますし、文化財に対する予算 が非常に少ない、段々と予算が削られてしまうのではないかという感じがします。

委員:文化的景観という文化財保護があるのですが、そういう手法を考える時期かと思います。

会長:色々な指定水準のものがあるというのが現実です。やはり見直しが必要だと思います。ものは変わらないけど、評価は後でいくらでも変わるのです。これからどのようにして松阪市の文化財として扱っていくのか、1、2年くらいの感じで、整理するとかそのための位置付けをするとかしていく必要があるかと思います。もう一つは、地域が広く全体がなかなか見れないので、旧町のものを中心に今の現状を確認するという事をしていくのはどうでしょうか。

事務局:委員の皆様には本日大変お忙しい中、活発な議論をいただきましてありがとうご ざいました。

(閉会)